

浦安市障がい者福祉計画策定委員会（第4回）

<議事録>

開催日時：平成23年11月25日（金）13時30分～15時35分

開催場所：浦安市消防本部多目的ホール

【出席者】

下田直樹委員長、谷岡智恵委員、森嶋宏治委員、藤崎広和委員、内村好夫委員、上田亜紀委員、神谷澄子委員、成田克信委員、相馬茂委員、足立誠之委員、枝川芳子委員、西田良枝委員、白川洋子委員、小鍛冶周二委員、鶴見仲寛委員、緒方利昭委員、橋野まり子委員

○事務局 浦安市障がい者福祉計画策定委員会の第4回を開催させていただきます。

本日の議題につきましては、2件でございます。

それでは、今後の進行につきましては、下田委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長 改めまして、こんにちは。11月も半ばになりまして、大変冷え込みが激しくなってきました。どうぞ、委員の皆様におかれましては、くれぐれもお風邪等めされないようにお気をつけいただきたいと思います。

前回、私のほうが職場のほうの求人採用の面接ということでもちょっと一回お休みさせていただきましたけれども、今後すべてできるように調整して、委員長としての責務を果たしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、きょうは第4回目ということで、これまでの委員の皆様のご意見等を踏まえまして、いよいよ素案ということで提起させていただくことになりました。この素案を踏まえまして、さらに議論を深めて、よりよき、そして今後の浦安市の障がい者福祉の発展に資するような計画を策定していきたいと思っておりますので、引き続き活発なご意見等よろしくお願ひいたします。

それでは、議題ということで先ほど事務局のほうからありましたけれども、きょうは2点ということで、まず第1点目が、施策の体系別団体ヒアリング結果報告、こちらのほうを事務局のほうから、ご説明をまずお願ひして、その後に質疑応答をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、前回の議事録等については既にお手元に届いていると思っておりますし、また今日の議題につきましても、今週、最初に届いていると思っておりますので、内容等についてはご理解いた

だけているかなと思いますので、それを踏まえた上で、議論をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

○事務局 事務局でございます。それでは、議題の1番をご説明させていただきます。議題1、施策体系別団体ヒアリング結果の報告でございます。議題の1の資料を初めに用意してございますので、そちらをご確認いただきたいと思います。

各団体におきましては、お忙しいところヒアリングの日程に調整していただきまして、いろいろと貴重なご意見をお聞かせいただきましてまことにありがとうございました。そのヒアリングの結果を施策の体系別にまとめさせていただきましたのがこちらの資料でございます。それを全部読み上げますと、また皆様の議論していただく時間がどうしても短くなってしまいますので、説明は短めにさせていただきたいと思いますので、その点でご理解いただければと思います。

では、施策の体系別、1番から順にご説明させていただきます。

1番といたしまして、理解と交流の促進でございます。障がいに対する理解の深まりということでございまして、最近では障がいに対する理解が深まってきて、雰囲気はよくなったと、そのようなご意見をいただいています。

次に、正しい理解と啓発の促進ということでございます。小中学生やその親への福祉教育の充実が必要だと思ふ。外見ではわからない障がいに対する市からの支援が手薄であると感じています。

続きまして、交流学級の推進でございます。学校によって温度差があり、校長先生がかわると方針も変わるというようなことです。先生個人の資質によって異なるが、ある程度専門知識を身につけてもらう必要があるというご意見はいただいております。

次に、地域での交流の推進でございます。交流機会はふえたと感じるが、地域により交流活動への積極性に温度差があるというご意見がございました。

関係機関との連携強化でございますが、地域コミュニティの中で多様な主体がきちんと話し合いができるようにしていくことが重要であると。また、行政の窓口と団体の窓口の連携を強固にしてほしいというご意見がございました。

続きまして、情報提供の強化でございます。市の取り組みに対する周知が不十分だというご意見をいただきました。また、年に2回程度、障がい者団体に特化した情報提供してほしいというご意見をいただいております。

障がいに対する理解は深まったと評価されているものの、外見からはわかりにくい障がい

など、多様な障がいについて十分な理解が進んでいるとは言えない状況にあります。また、障がい者と一般市民の交流については、重要性が認められているものの、地域や学校などによる取り組みに温度差があることや、取り組みそのものがよく知られていないという課題がございます。関係機関の連携も不十分と考えられており、相互の情報共有、意見交換の充実が望まれております。市の取り組みについては周知が不十分であり、効果的な広報活動の強化が望まれております。

続きまして、施策の2番、福祉・生活支援の充実でございますけれども、福祉・生活支援サービスの評価としまして、福祉・生活支援については取り組みが不十分と感じていると。一方で、以前より多くのサービスが利用できるようになったというご意見もいただいております。

続きまして、相談窓口の充実、障がい者一人一人にとって問題の質が異なるので、個々の障がいに特化した専門の相談窓口が必要である。障がいによっては専門的な相談に対応できる場所がないというご意見をいただいております。

親亡き後のサポート体制に対する不安でございます。親亡き後を考えると、現在、通院で問題がなくても、将来的にはグループホームを利用することになると思う。親亡き後の通院、薬を受け取ること、これについて不安があるというご意見をいただいております。

続きまして、専門医療機関の整備でございます。市内に専門医療機関がない場合、市外に通院しなければならないため、通院には本人や家族の負担が大きくなるというご意見をいただいております。医療費そのものの負担もふえており、通院に要する負担は大きい。交通費や通院費の助成の拡充をお願いしたいというご意見がございました。

続きまして、地域生活の継続に向けた支援の充実でございます。仕事の確保や給与を安定させて、生活が安定するようにしてほしい。自立した生活を指向したくても、受け皿がまだ十分ではないというご意見をいただいております。

続きまして、移動支援、移動環境の充実ということでございます。市外施設に行くための交通費の負担が大きい。市内でも、東西のアクセスはよいが、南北方向のアクセスが悪いというご意見をいただいております。

続きまして、手帳の活用でございます。手帳がない場合には利用できるサービスが限定される。手帳がなくても、補助が利用できるようにしてもらいたいというご意見をいただいております。また、手帳の使い方に対する広報、周知を充実していただきたいという希望、ご意見をいただいております。

続きまして、サービスの向上に対する期待でございます。手続のために利用できなかったこともあるので、手続の簡素化をお願いしたいと。事業者が必ず理念を持っているとは限らないので、行政が適正な事業者かどうかチェックすべきというご意見をいただいております。

まとめといたしまして、日中一時支援サービス等を中心に、福祉・生活支援の取り組みは向上していると評価されています。親亡き後に対する不安が強く、親亡き後も安心して任せられることができるグループホームに対する期待は大きいと考えております。

地域生活の継続に関しては、就労と住まいに対する環境整備が不十分と考えられていると。その他に市内・外の交通アクセスの向上、手帳の有効活用についての期待が高い。取り組み全般に関しては、情報提供への期待と手続などの煩雑さが課題として挙げられてございます。

次に、3番、保健・医療の充実でございます。専門医療機関の整備につきまして、市内に入院できる施設がないため、入院施設を整備してほしいというご意見いただいております。また、医療的ケアや在宅訪問看護サービスが必要な人は多いが、サービスが足りないというご意見をいただいております。

医療機関における障がいに対する理解不足ということでございまして、健診時にその都度障がいがあることを伝えなければならず、大変だったというご意見をいただいております。

利便性の向上といたしまして、通院介助の時間の制限をなくしてほしい。小さい子供がいるときは、診察の手続の簡素が必要だというご意見をいただいております。

その他といたしまして、障がいのある人が行くことができる検査を設定してもらいたいというご意見がございました。

まとめとして、保健・医療に関しては、市内に専門医療機関が少ないことが大きな課題となっている。また、医療機関において、障がいに対する理解がまだ不十分であるというのがあるかと、そのように感じております。

施策の4番にまいります。療育・教育の充実でございます。教育環境の見直しといたしまして、療育・教育についても取り組みは不十分だと感じているというご意見をいただいております。希望する教育を受けることができる環境が理想であると思う。多様な教育機会を確保してもらいたいというご意見いただいております。

続きまして、教職員の質の向上であります。人権教育を教師に徹底してもらいたい。学校によって取り組みに差があるのではないかとご意見をいただいております。

情報提供の強化についてでございます。18歳までの療育費の助成については、制度改善の

周知が不十分であったと思う。周知方法の見直しについてのご意向が寄せられてございます。

テーマ別に簡単に整理されたパンフレットがあるとよいというご意見をいただいております。また、まとめといたしまして、現状の療育・教育環境に関しては、選択肢が少なく、より個々の障がいにあった多様な教育機会を選択できるようになることが期待されております。また、学校や教師による障がいに対する理解、取り組みに差異があるため、障がいに対してある程度共通した知識レベルを有することが望まれております。

次に、施策の5番、雇用・就労支援の推進、市の取り組みに対する評価でございます。就労支援の相談はよい対応をしてもらっているということで、昔より環境がよくなったというご意見をいただいております。就労の場はふえており、障がい者の就労環境は以前よりはよくなっているというご意見をいただいております。

雇用・就労環境の現状でございます。仕事探しは主にハローワークを活用しているが、新しい仕事を探すのは難しいということでございまして、重度の障がいのある人の受け入れ先が特に少ないというご意見をいただいております。

現在の支援体制の課題でございます。就労支援センターは新卒者に限定されるため、既卒者に対するケアが抜けているというご意見がございました。

次に、一般就労A型、B型の訓練施設があるところでございますけれども、知らない方がいらっしゃるということで、アピールの強化が必要であるというご意見をいただいております。

働き方に対する希望でございます。個人の特性に合った働き方を実現してほしいというご意見いただいております。また、福祉的就労を希望する方が多いということで、福祉的就労の拡大をお願いしたいというご意見いただいております。

雇用・就労環境の改善に対する要望でございます。市内の雇用先の開拓が必要であるというご意見がございました。就職に向けての具体的なスキルを身につける機会がない。障がい者支援に精通したコーディネーターを配属して、民間企業への受け入れを拡大してほしいというご意見がございました。

まとめといたしまして、市の就労支援に対するこれまでの取り組みについて評価はされているものの、支援を必要とする人はそれ以上に増大しているため、継続した取り組みが望まれております。

現状の取り組みに関しましては、施設整備の充実、取り組みの周知の強化等が期待されております。

今後の働き方に関しましては、個々の障がいに応じた多様な働き方を希望しており、就労に向けた効果的な訓練、民間企業との連携強化やコーディネーターを活用した雇用先の開拓などが望まれております。

続きまして、施策の6番、生活環境の整備、災害等の非常時の不安ということでございます。非常時の市からの情報提供に不安があるというご意見でございます。災害時の不安がとても大きいということで、非常時に障がい者であることが、障がいのない人にすぐにわかるようにしてほしいというご意見がございました。

まちなかのバリアフリー化の状況ということでございます。道路で自転車と歩行者が一緒だととても危険だというご意見をいただきまして、区分をしていただきたい。また、自転車のマナーが悪いので、マナーの徹底をしてもらいたいというご意見がございました。

歩道に大きな邪魔な看板がある、あるいは自転車置き場が混雑していて、車いす等の通行が困難、これらのご意見をいただきましてございます。

続きまして、移動環境の向上でございます。車を利用できないと生活は大変不便になるという、市内の交通アクセスが悪いということでございまして、市内のバス路線が、路線としては、本数はふえてございますけれども、本数が減ったというご意見をいただきましてございます。

その他といたしまして、交番のお巡りさんが障がい者についての理解が不十分であるというご意見をいただいております。見張られているのではなくて、見守られているという雰囲気欲しいというご意見がございまして、まとめといたしまして、東日本大震災の影響もあり、災害などの非常時に対する不安が大変大きいと。非常時の情報提供や避難所の体制などが多様な障がい者に対して配慮されていない。非常時に障がい者であることが周囲に理解されないと、避難が適切にできなくなる可能性がある。街中に関しては、自転車の危険性が大きく、車線の分離、自転車利用者のマナー向上が望まれているところです。

最後でございます。施策の7番、自立と社会参加の推進、情報提供の強化でございます。どんな活動があるのかのPRが不十分である、どのような活動があるのかわからない、広報が不足しているというご意見をいただきましてございます。

社会参加促進の課題でございます。地域のサークルについては、参加しやすく間口を広げてほしい。働いていると昼間のサークル活動などに参加できないので、夜間にも集える場があるとよいというようなご意見をいただきましてございます。

障がい者団体の課題でございます。高齢化していて、退会する方も多いということで、新

規で入る方が少ないというようなご意見がございました。

その他といたしまして、身の回りのことを自分でできない人が、どのように生活しているのかを把握しておくことが重要であると。

まとめといたしまして、社会参加の推進に関しては、まずは取り組みに対する周知を強化することが望まれます。サークル活動やイベントなどにおける障がい者に対する配慮が不十分で、参加したくても参加しにくい状況があるようです。また、各人の興味や関心は多様なため、さまざまなプログラムを検討し、より多くの人が参加したくなるような工夫が必要であるというご意見がございました。

施策の体系別のヒアリング結果につきましては以上でございます。

○委員長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局のほうから、7ページにわたります、施策の体系別団体ヒアリングの結果報告、それを踏まえて、どのようなことが言われているかというのを要約していただきました。これにつきまして、質問あるいはご意見を受け付けたいと思います。何かございますでしょうか。

○委員 1の交流学級の推進のところなんですけれども、交流学級に限らないと思うんですけれども、学校の温度差がすごくあって、校長先生がかわるとものすごく変わってしまうというのはずっと抱えている課題で、ここ以下にはしませんよみたいな目標というか、最低レベルの、ここ以上はやりますよみたいなことをつくるのが可能なんだろうか、もしそうならそうしてもらえると多分かなり楽になると思うんですけれども、個々に校長先生と闘うのは非常に大変なので。

○委員長 それについて何かご意見はよろしいでしょうか。今、1の理解と交流の促進の3番目、交流学級の推進の中に、校長先生がかわると方針も変わってしまうということで痛感されておられるということで。

○委員 交流学級にかぎらず。

○委員長 学校の目標というか方針というか、先生個人とか、そういうことではなくて、学校としての目標を立てられないのだろうかというようなご意見です。

○委員 それを障がい者福祉計画で話せるのか、実行力はあるのか。

○事務局 障がい福祉課です。

計画の中にどこまで組み込めるのかというのは、ここの交流のところだけではなく、全ての計画の作り方に関係しているかと思っています。例えば数値目標を入れるだとか。

今回は、大きな見直しの年ではないので、今までの計画を踏襲した形での見直しをさせていただきますが、次の3年後の見直しの時には、計画自体のあらわし方がこれでいいのかというをまず、検討できたらと思います。

教育に特化したお話については、自立支援協議会の中にも特別支援教育プロジェクトがあります。こちらには教育関係の皆さんにも入っていただいています。そういった中で具体的に計画がどこまで反映されているというような、そういった調査をする。例えば機能を満たしているとか、そういった事について計画するのは可能なかとは、思っております。

○委員長 よろしいでしょうか。

そのほかに何かございますでしょうか。

○委員 1から7までの項目で、「何々がほしい」「何々をやってほしい」というのは、要望のほうが多いと思うんですけども、下の方に抜粋で入ってますけど、これはだいたい取り組んでいくという形でよろしいんですか。全部は無理だと思うんですが、解決できるものはやっていくという形でとっていいですか。

○事務局 今後のヒアリング結果報告につきましては、皆様から出てきたご意見をまとめまして、太枠の中は、特に意見が多かったものとか、どうしても課題として認識しなくてはいけないものをまとめとして書いております。各団体ごとのヒアリングは、さまざまなご意見をいただきました。

今後計画中でて全てやっていくことだけでなく、例えば各団体と障がい福祉課の意見交換会を密にして、その団体だけの問題であり、その話し合いの中で解決するものの中にはあつたりしますので、そういったこともやっていかなければならないと思っております。

計画がすべてとは思っていませんので、計画でやっていく事と、計画に無くても対応できる事と整理していきたいと考えています。

○委員長 よろしいでしょうか。

○委員 6番の生活環境の整備の災害等の非常時の不安ですね。この問題での全国の親の会が11月の第一土曜日に全国大会が開かれまして、そこで宮城に行きまして、福島や宮城の方々も出席されまして報告がありましたが、ふだんは、災害訓練、非常に子供たちも障がい者もスムーズにおこなわれている。ところが現実になったときは、みんなすくんでしまって、全然身動きがとれなかったということが報告されました。だから、訓練と本番と言うのはあれですけども、現実は違うということをやっぴり親もよく認識していかなくてはいけない

なと思いました。

それと、障がい者であることが障がいのない人にすぐわかるようにしてほしいというふう
に書かれておりますが、どういう形ですかということもやっぱり大事だと思うんですね。市
川の親の会なんかは、黄色いタオルを障がい者に配っていて、それを自治会とかそういう方
にも全部知らせておいて非常時はそれを巻くという形になっております。

ですから、防災訓練のときだとか、そういうときにも、それを活用して、子供たちも参加
するような形をとっています。一応参考にしていただければと思います。

○委員長 どうもありがとうございました。貴重な参考意見として承らせていただきます。

ほかに質問あるいは今のような貴重な参考意見がございましたらどしどしお出ししてい
ただけたらと思いますが、ありますでしょうか。

○委員 ヒアリングの中身のことでわからないことがあったので、事務局の方で詳しくわか
れば教えていただきたいのですが、4ページの療育と教育の充実の情報提供の強化というところ
で、テーマ別に簡単に整理されたパンフレットがあるとよいとのことですが、
テーマ別というのは具体的にどういうことをおっしゃっているのか教えていただきたいと思
います。

○事務局 事務局からお答えいたします。

このテーマ別に簡単に整理されたパンフレットがよいという、そもそもの団体さんからの
ご意見だったんですけれども、これは、私どもが障がい福祉施策をやっている中でいろい
ろな事業があって、どのようなときにどのような申請をしたらいいのか、なかなかわからない
んだというご意見をいただいたものです。私ども、年にいっぺん、今年度はやっていないん
ですけれども、各障がいをお持ちの方々がどのようなときにどのような申請書を出したら
いいか、あるいはこういう制度があるというような制度のお知らせの冊子をいつも作ってい
たところなんですけれども、それを見てくださいと言われてもボリュームもなかなか多いとい
うことで、その冊子をもらっても、自分の欲しいサービスあるいは申請書なり様式という
ところまでなかなかたどり着けないというようなお話がございまして、テーマ別というよりも、
欲しいサービスにはどういうものがいいのか、あるいは再度、申請する場合にはどうしたら
いいか、そのようなテーマ別に分かれるような制度を案内するものがあると助かるという御意見
はいただいております。括弧書きで簡単なチャート式のものを書いてございまして、これは
何かといいますと、自分が、Aというものが欲しいときはというのを見ると、図表のよう
にあみだくじのようにどんどん辿ってわかるようなものがあると大変助かると、こういうご意

見をいただきました。

以上で、簡単でございますけれども、終わらせていただきたいと思います。

○委員長 よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○委員長 ほかにございますでしょうか。

○委員 7番の自立と社会参加の促進というところに当てはまるのかもしれないんですけども、私たちは、障がい者団体だけではなくて、ヒアリングの中に、知的障がいの方とか精神障がいの当事者の人達、そうはいつでも言語を持つ人なんですけれども、そういう中には言語を持たなくても、言葉はないんだけど、ちゃんと意志あるという人たちの声をどういうふうにひろっていくのかなということで、当事者の方たちに集まっていただいて、少し支援者が通訳するというか、わかりやすく説明するという形でヒアリングさせていただきました。

このまとめの中には、うまくあまり表現はされていないのかなと思ったんですけども、例えば知的障がいなだけで、今でも小学生や中学生にいじめられているっていう話だったり、あとはこの策定委員会の障がい者計画自体全く知らなかったという話があって、団体ではなく、当事者の人達が、特に知的障がい情報にアクセスしづらい人たちの声をきちっとひろっていかなければならないということを改めてお知らせしたいなと思いました。

例えば、7番のまとめの中には、社会参加の促進に関しては、まずは取り組みに対する周知を強化することが望まれると、ここら辺に含まれると思うんですけども、障がいにおける種別について、情報の提供の仕方を相当工夫することで、例えば障がい者福祉計画をわかりやすく説明するとか、この中のいくつかにも、障がいのある人達のサークル活動がないと書いてありますけれども、市ではそういうのを用意していたりしますし、地域活動センターも市の事業ですし、そういうところがなかなか知的障がいの人たちに行き届いていないんじゃないかなと問題意識がありますので、それはもうちょっと本計画の中で踏み込んで、情報にアクセスしやすい工夫というところを盛り込んでいったらいいのかなというふうに感じました。

なかなかその人たちの声はこうった会場に入ってきてませんが、例えば、オブザーバーで一回来ていただいて 自分たちの実情を語っていただくとか、そういう取組もしたらいいのかなと思います。時間が無い中で無理だから、ヒアリングという形になったと思うんですけど、そういう現状が声がない人たちの中にあるってことは、いつも忘れないで議論して

いきたいな思いましたので、お伝えしました。

○委員長 どうもありがとうございました。では、ほかにございませんでしょうか。

○委員 今の話でちょっとこれはいいなと思ったのは、2番の福祉・生活支援の充実のところ
で、メールアドレスを配信してほしいというところで、これは書き方を工夫していただけると、ある程度知的の障がいがあっても、こんなサービスがあるよということが、読み取れる
と思いました。聞くのが苦手な子が割と多いんですね。落ち着いて読むことは、落ち着いた
気分の時に読めるので、読むほうが割と入りやすいんです。メールサービスなんかいいな
と思いました。 以上です。

○委員長 メールサービスだけではなくて、いろいろな工夫が必要になってくるというお話だ
ったと思います。計画を考える段階で念頭に置いてすすめていたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

○委員 5番の雇用・就労支援の推進のところの市の取り組みに対する評価というところの3
番なんですが、就労訓練後、就職というよいサイクルができています。ワークステーション
もできたので以前よりも環境はよくなっていると。これは事実だと思うんですが、そのサイ
クルというのは、福祉的就労と就労訓練、就労体験、就労支援があって、一般就労になって、
一般就労で躓いてもまた帰ってきて、というサイクルのことを指しているのだとすれば、浦
安でおきているのは、就労以降の事業所が、平成22年、23年で相当数の一般就労の利用者さ
んを排出されていると思うんですが、そこに対して抜けた穴というんですか、そこを埋める
システムというのが、今の自立支援法では給付で一般就労につなげた部分での加算があるん
ですけれど、事業所が相当苦勞されていると思うんですね。なので、事業所が疲弊してしま
って事業所として成立しなくなればサイクルが途切れてしまう。うれしい誤算なのか。
本当は、制度に移行したわけだから、制度の財源がしっかりしていれば、こんなことにはた
ぶんならないと思うんですけれども、その制度の中でも就労移行の事業所が浦安の数年間
ワークステーションができて、就労支援センターができて、一般就労の達成率というのは多
分近隣でも例を見ないほどのすばらしい数字ができていますね。これは障がい当事者に
とってはすごくいい地域社会が構築されているというところなんですけれども、肝心要の福
祉的就労から一般就労につなげる部分の事業所が無くなってしまうと、就労支援センターが
あと何個あっても意味がないような話になってしまうので、その部分は潤沢にまわって
いるように見えても、今そこにある危機みたいなものがたぶん潜んでいると思うので、ここ
に対して少し検証していただいた上で計画に反映していただけたらと思います。

け、地域に密着した福祉のネットワークづくりを図り、地域の福祉力を高めます。このアンダーラインが引いてあります市内の大学、民間団体、民間企業、この部分が現計画では盛り込まれていないということをごさいます、追加してごさいます。

次に、3番をごらんください。学校がボランティア活動をはじめとする地域での活動に積極的に参加し、学校と地域の連携を推進することで、地域社会の一員としての自覚をはぐくみます。進捗状況から、まずは地域活動への参加と連携から始めたいということで計画の見直しでごさいます。

続きまして、4番をごらんいただきたいんですけども、精神障がいのある人に対する医療受診、社会復帰、日常生活等についての相談を、障がい福祉課を中心に、必要に応じて市川健康福祉センター等と連携を図り、また、精神保健福祉相談を積極的に活用しますとしてごさいます。現状に合わせました名称、市川健康福祉センターという名称の訂正でごさいます。

続きまして、6番です。福祉・生活支援の充実。平成24年10月に、障がい福祉課内に障がい者虐待防止センターを設置し、障がいのある人への虐待の防止、擁護者への支援に努めます。また、関係機関とのネットワークを構築し、虐待の防止等に向けた体制を整備します。これは法の改正によるものでごさいます、障がい者虐待防止センターを開設することとなったものでごさいます。

続きまして、8番です。聴覚障がいのある人とのコミュニケーションづくりのために、市役所への手話通訳者の配置及び派遣するとともに、市役所閉庁時には、電話代行等を行う「Uコミサポート」を継続します。下線部分が見直し箇所でごさいます、進捗状況からUコミサポートについての記述を加えてごさいます。

次に、10番、障がいのある人やその家族への情報提供やサービスに関する相談を行い、制度の円滑な実施に努めます。これは、現計画が障害者自立支援法についてという記載でごさいますので、法改正が伴いますので、この自立支援法の記載を削除してごさいます。

同じく11番、12番につきましても、法改正により自立支援法という記載につきまして見直しを図ってごさいます。

14番です。老朽化している旧福祉作業所等の再整備について、シビックセンター東野地区整備構想の中で検討します。こちら記載を変えてごさいます。これは、進捗状況にあわせて、変えさせていただいております。

続きまして、16番です。施設や病院などに入所または入院し、地域での生活を希望する障がいのある人や家庭等の事情により一時的に居室が必要な障がいのある人に対して、運営事

業者が居室を提供した場合に要する人件費や運営費を補助しますと変更してございます。これは、進捗状況により検討しますから補助しますに変えてございます。

17番も同様のものがございます。

18番をごらんください。こども発達センターにおいて、生活指導、療育相談、ことばの相談、機能訓練（理学療法・作業療法・摂食指導）等の事業について、障がい児の年齢、障がいの種類や程度、生活環境や家庭環境に合わせて内容の充実を図り、そのニーズに沿ったサービスを提供できるよう努めます。こども発達センターの部分を変えてございますけれども、進捗状況にあわせて変更してございます。

続きまして、20番をごらんください。保健師、看護師、歯科衛生士による訪問指導等の保健事業について、地域の特性に応じた生活圏域ごとの地区活動の充実を図ります。下線部分を変更してございまして、これは、担当課の進捗状況を踏まえまして、このように変更してございます。

続いて、22番をごらんください。22番でございますが、事業が完結しておりますために、本計画からは削除させていただきます。

続いて、24番をごらんください。いのちとこころの支援対策協議会を拡充し、自殺対策、メンタルヘルス対策としての地域づくりを関係機関と連携して取り組みます。進捗状況を考慮いたしましてこのように記載を変えております。

続きまして、27番をごらんください。障がい者福祉センターで行う生活介護、就労移行支援、就労継続支援（非雇用型）等のサービスの充実を図ります。アンダーライン部分を変更してございます。これは、進捗状況によるものでありまして、現状の事業にあわせたものでございます。

続きまして、28番をごらんください。28番でございますけれども、事業完結のために現計画では削除をさせていただきます。

30番をごらんください。一般就労が困難な障がいのある人のために、就労支援事業の機能拡充を図り、福祉的就労の場の充実に努めます。下線部分を変更してございまして、進捗状況を踏まえまして、そのように変更してございます。

続きまして、31番と32番をあわせてごらんください。こちらにつきましては、事業が完結のために削除させていただいております。

続きまして、34番、35番、36番、3つあわせてでございます。交通バリアフリー基本構想、アンダーラインしてございます。もともとある構想の名称の統一によるものでございます。

現状の事業の名前にあわせたものでございます。

続きまして、38番です。ストレッチャーが利用できる福祉タクシーの利用費用の助成を行いますと記載してございまして、進捗状況を勘案いたしまして、現状事業にあわせたものでございます。

次に、39番をごらんください。自転車駐輪場の整備、放置自転車対策に努めるとともに、自転車利用のルール周知など、交通安全対策に努めますと記載してございます。こちらは、団体ヒアリング等、要望につきましてこのように計画の文言を反映させたものでございます。

続きまして、40番をごらんください。市内を運行している路線バスの回数乗車券を支給し、移動支援及び経済的負担の軽減を図ります。また、カード式のバス券などについて検討します。「また」以降の下線部分でございすけれども、進捗状況を勘案いたしましてこのように変更してございます。

次に、42番をごらんください。障がいのある人が円滑に投票できるよう、情報提供、施設、設備の整備等に努めます。障害者基本法の改正に伴いまして新設をしてございます。

最後の44番でございす。障害福祉サービスにおいて、外出支援、移動支援等、間接的に余暇活動を支援します。こちらは、先ほどもございましたが、自立支援法という文言を法改正により変えてございす。

1つ飛びにご説明をさせていただきましたが、ご意見、ご質問等ございましたらこの後でお受けしたいと思います。

○委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま44にわたるものでございすますが、この中で重要な部分、実は全部重要なんですが、時間的な関係でちょっと絞って説明をしていただきましたが、何か質問あるいはご意見ありますでしょうか。あるいはこういう部分についてよく意味がわからなかったとか、そういう部分も含めましてご質問等お願いいたします。

○委員 文章に対して加えたりとか、提案でいいんですか。

○委員長 はい。

○委員 では、1番目のボランティア活動を行っている個人やNPO法人、市内の大学、民間団体、民間企業とあるんですが、地域活動センターをやっている社会福祉法人もボランティア養成活動を行っている中に入るのであれば、入れていただけないでしょうか。

それから、5番目、相談支援の充実なんですけれども、前回は委員だったので覚えているんですけれども、ここに書いてあるのは、委託相談事業者、要するに市が委託している事業

ってというのは、この前の勉強会でもおっしゃっていたように、市の事業であり、市がやっていることと同じであるとするならば、そこをどうやって充実させていきますかということなので、委託相談事業者のことを言っているのではないかと思うんですね。その表記の仕方を工夫していただきたいと思います。

それから、22番の在宅医療サービスの充実のところなんですけど、これは市の施策で訪問介護サービス事業が完結しましたけれども、市の施策だけをここに書いているんですけど。それだとすると完結、削除でいいのかもしれないんですけど、この在宅医療サービスのもととあった効果の充実とか内容の充実とか継続に対しての新たな取り組みがここに新たに表記されたらいいかなと思いました。以上です。

○委員長 どうもありがとうございました。

ただいまのは最初の1番のところですね。本当にボランティア養成活動を行っている個人や少なくとも社会福祉法人を入れるというご提案でございます。

また、5番目のところの平成24年から26年度までというところでございますが、その部分に委託相談支援事業者が深く関係していく、あるいは進めていくことについての表現をきちんとしてほしいと。

それから、もう一つが22ですね。訪問看護サービス事業の継続、内容。これについては事業完結のため削除ということなんですけど、新たな推進とか、そういうのも含めて市の事業と、それからまたそれ以外の市内の団体の事業等含めて工夫した事業ということだと思います。

その辺については、またこれから議論を深めて、計画の中に反映させていくということにしたいと思っております。

ほかに何かございますでしょうか。

文言の訂正とか、あるいは内容の充実とか、そういった事でも結構でございますので、どしどしご意見をお寄せいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 16番、17番のグループホーム等の開設支援のところなんですけれども、地域での生活を希望する重度・重複の障がいのある人に対して運営事業者が居室をというところで、急にどうしても必要な方が出た場合に、部屋がないかということで急遽探す場合があるわけですよ、そういった場合に、アパートを探して入れるような状況になった場合、そういう早急な敷金とか補助していただけるということで解釈しちゃっていいんですか。補償経費とか、そういう緊急で必要になった場合に、そういうのは登録制で使えるのかなということなんです。

○事務局 17番に関しては、今現在、千葉県の補助要綱でおこなっている補助事業で緊急性と
いうことではなく、計画的に地域での生活を希望する人に対しての補助ということになって
おりますので、今、ご質問のありました緊急対応の助成ということではないということにな
っています。

○委員 わかりました。

○委員長 ほかにございますでしょうか。

○委員 4ページの25番、スクールバスの運行のところで、県立特別支援学校高等部への自
力通学が困難な生徒がいるため、県が事業を実施するまでの間、通学支援事業を実施しま
すとなっていて、実際には、下校時は浦安市のほうでバスを出していただいているん
ですけども、全部ではなくて、月、火、木、金が市のバス、水曜日が県のバスという
ことで、子供の中に混乱が起こってしまっていて、バスのことだけではないんですけども、
高校生ということで思春期で、いろんな事が難しくなってくる時期に、はっきり言えば
大人の都合で子供が振り回されているんですね。県で出しているバスは小中学生に
合わせるために高校生のカリキュラムをちょっと無視して早めに切り上げなければ
ならなかったりして、子供は、今日は市のバスじゃないから急ぐよと言われて、意
味がわからずに急がされて、イライラしてしまっているんです。

でも、これだけ読んでしまっただけで、今の現状を県のバスが出ていて、県のバス
が出ない分は市のバスで補っているということになってしまうと、できているじゃない
かというお話になってしまっているんですけども、細かいところではそういう子ども
にとっても不快な思いとか不快と思えば家に持ち帰って荒れたりとか家庭内の
問題にもなったりしてしまっていて、そういう細かい現状というのをどこで把握
してもらえるのかなと。

うちの場合はもちろん学校にお話ししているんですけども、学校にお話しした
ところで、スクールバスについてどうのこうのと言ったって学校の先生ができる
ことではないので、これはどこに持っていったらこの問題を取り上げてもら
えるのかなと思っているところです。

あと、また全然違うところですけども、住まいのところについては、まだ
子供が学生なので遠い先のことだと思ったんですけども、最近疑問に思
い始めたのが、まず浦安市内にグループホームが1個しかないというこ
とはわかっていたんですけども、じゃあどうするんだということ。

浦安市内の施設の中に浦安枠のようなものがあって、そこに行っている
というのを最近知ったんですね。それとはまた別に違うところから、5市
が団体になって、作っているの、

それがたまたま市川市だったり浦安市がかかわっているのです。市川市にある施設だけれど浦安市の人も行けるということで、そういう意味で浦安市卒なのかということは理解したんですけれども、では何でそういう形でもいいから、浦安市に、そういうグループホームとか障がいのある人たちが住める住まいができないのかなと思っていて、今まで私は、グループホームというのをまっさらな状態からやりますと言った人がいて、ものすごく頑張っていて、ものすごく頑張ってお金をもらっていてやらなきゃできないんだと思っていたんですね。けれど、その5市団体のお話が聞いたときに、その切り口からでも、違う市にいっぱいあるのに、浦安市に団体のやつを1個作ろうよという話が出てもいいはずなのに何で今までなかったのかなというのを最近思ったので、いつもいつも細かいことを言っていますけれども、親は、本当に駆け足というか、いつもいつもせっぱつまって、もうすぐうちの子だという気持ちなんです。就学も就労も住まいも全部。

けれど、この会議に出ると、ゆったり進むんだと思っていて、いろんなことを計画を立ててやっていくには年月な必要なことはわかるんですけれども、やっぱり育てている親の危機感というものを共有しきれないんだという寂しさはどうしても感じています。それは仕方がないことだと思いつつも、思いますが、でもあえてこういう場で言っておきたいと思います。

住まいのことについては、そう言っている間にすぐ来ると思うので、当事者のほうから案がでて、それをがんばるならお金をだすよじゃなくて、市のほうももうちょっと、いろんな案を自治体が日本中にあるわけで、いろんなやり方をしているところがあるわけで、浦安市独自ということにこだわらずに、いいやり方があったら、こういうのがあるんだとか、簡単に教えてくれてもいいのになというふうに思ったりするので、とにかく情報をたくさん集めて、一番いいやり方というのを、親と同じくらいには言いませんけれども、もう少し危機感を持って考えていただけたらいいなといつも思っています。

以上です。

○委員 今、ちょっとまざったところですが、5市がやっているのは入所施設。入所施設とグループホームはちょっと違うので、入所施設を一番最初、浦安だけではつくれないし、そういうところが集まって5市がつくったんですね。一番最初は鎌ヶ谷にできました。土地とか環境とかいろいろあって鎌ヶ谷にできて、それから市川のほうに2番手ができました。

グループホームというのは、そこから出て、地域に根差す、住むということで、県のほう、

前の堂本さんが、施設でなく地域に帰せという構想ということで、それでグループホームがすごくぱっと出てきたんですけれども、それで浦安はタオさんががつくっているものしかないんですけれども、5市のほうでつくっている入所施設も、それこそいっぱいになって、それこそ入所している子供が亡くならない限り、枠がないという状態になってきていますので、今法人を持っていますから、それがグループホームを各市に一個ずつつくっていきこうというのを2年ぐらい前から始めて、今2つ目ができるところですね。それにも、私たちが浦安も作ってほしい、順番にということでは言っているんですが、そういう形なので、ちょっとごちゃごちゃってなってるのかなって。

○委員 最近私も入った話だったので。

○委員 そういう経過なんです。私も5市の連絡協議会をやっているのを知っていますので、浦安でもやってほしいと思っていますので、続けていきたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 グループホームの件なんですけれども、これは事業者のほうでも、思い切った、**損得**って言い方はおかしいんですけど、そこでどうしても住まいが必要な方というのは必ずいるので、その方のために何とかしようっていう意気込みが必要だと思うんですよ。

私どもも、最初やったときには、何も考えずに、とにかく目の前にいる人が困っていると、住むところがないので何とかできないかということで、グループホームを作れるんだったら作ってもらえないかということで、必要に応じてですね。とにかく行政とかは後回しにして、先にやっちゃおうと思って思い切ってやったんですけれども、当初は何もわからないでやったものですから、制度とか余り勉強していないでやっちゃったんですけれども、今思えば、そういった思い切りがあって、こういうことができるのかなとつくづく感じているんですけれども、それからは、いろいろ業者の方とか、そういう方々に相談して、それでやるというような、制度とかそういうのを利用できるようになったので。そういうのを活用しながら、お互いに相談しながらやっていければ、1件、2件、3件と増えていくと思います。そこから辺をもう少し共通してやっていただけたらいいかなと思っています。

○委員長 ご意見、ありがとうございます。

24年から26年までのそういった運営事業者の意欲や思い、それに対する適切な要請あるいは市の補助というか、今後どう協調して計画中で、しっかりと周知を図ると、あるいは文言を明記していくという形で対応していくことになるのかなと思いますが、いろいろご意見ありがとうございます。実際の計画の中に文言としてあるいは強調する部分として打ち

出していければと思いますので、どしどしお話しただければと思うんですけども、ほかにございますでしょうか。

○委員 これは生活環境の整備の移動交通手段の件のところなんですけど、私が、先週、要する路線バスに対しての補助券が、高齢者と障がい者に出ていますよね。なぜおさんぽバスが使えないのかという意見がかなりある。というのは、要するに100円区間だから使えないのだとしたら、路線バスなのになぜ使えないのか。それを使えるようにできないものでしょうかというのが1つ。

それから、生活環境の中で、高齢者及び障がい者のアパートとかマンションとか、それを借りる際に不動産業者がかなり抵抗しますよね、貸さないということの。そういうところの相談に乗っていただけるようなのがあればいいなということがございますね。

例えば、ある不動産業者に、今住んでいるところが来年の何月にまでに立ち退き要請されるんですよというけど、一人身であって障がい者であって高齢者であると貸してくれるところがない。要するに、不動産業者は、今安全を考えてかなんだか知れないけれど、ほとんどが断り。そうすると、そうすると施設に入るしかないのかなという感覚だけど、施設はそれでは入れないという。身の回りのことは自分で出来るし、と言う。そういう相談が数件、相談というか、要するに雑談の中で起きてくるわけですよ。相談できる先があればというようなことを思いましたけれども。

交通手段ということをおさんぽバスのことを他でも聞きます。なぜおさんぽバスが使えないのと、そういう高齢者、障がい者に対するバス券が無料で配布されているけど、どのぐらい使われているんですか。80%ぐらい使われているんですか。配っているけど使っていないという、そういったような方がかなりいるんじゃないかなというふうに思うんですけども、あれが例えばおさんぽバスに使えると有効なんですけどね。

それから、福祉バスの貸し出しというのが、ワゴン車がなくなりましたよね。スマイル号は団体機関の申し込みになるけれども、個人的に小さい移動の場合に6、7人乗りぐらい貸出者が前回はありませんでしたが、無くなったということでちょっと不便を感じている団体があるということですね。それが復活できないかどうかと。

それから、その手続なんですけど、社会福祉協議会さんと障がい福祉課さんの2つで管理しているのですが、どちらか一方にしてほしいと。要するに、車両管理は社会福祉協議会さんがやっている。だけど、運行管理は障がい福祉課さんがやっている。ということは、両方に、申し込まなければいけないと。どういうことかという、要するに規定があるわけですよ。

貸出に対しての、社会福祉協議会さんは、あくまでもルールに乗った形じゃないとだめということだけれども、障がい福祉課さんがオーケーすればいいんですよ。私そういうことが多々あるということですね。二重行政的な。その辺のところをもう少し簡素化というか絞っていただいたらいいかなと、そんなことなんです。 以上です。

○委員長 どうもありがとうございました。

これについては、今、お答えできることがあればお願いします。

○事務局 先ほどのおさんぽバスの関係につきましては、市の中での一つの課題ということで、内部で調整をしている部分です。ただ、今まで市が申し上げてきたのが、100円バスの定義が、安価にして高齢者の方であるとか、障がい者の方が外に出れるようにということなので補助をしていません。そのほかの部分には補助をしています。今回バス代という補助を出していますので、2つの部分が絡み合うのはおかしいですよ。そういう考え方のもとで、おさんぽバスには使えませんとしてきた経緯があります。しかしながら2路線が浦安で既に走っていることと、また路線バスが140円で走っているとうことがございますので、そういうところも加味しながら、少し検討しますということで、今、都市整備のほうで検討しているのが現状です。

それからあと、バス券の関係ですが、高齢者の方については、私の記憶では現在76から80%の方が使っているという現状があります。

○事務局 障がい者のバス券につきましては、55%ぐらい、60%弱の方がバス券を取りにこられています。2,750円が1年間のバス券の助成額になりますが、そのうち約半分ぐらいをお使いになっている方というのが一番平均的な使い方です。

あと、幾つかご質問いただいたんですけども、まず、車についてなんですけれども、ストレッチャータイプの車いすも乗車可能なワゴンタイプの車の貸し出しも行ってたのですが、こちららは車がたいへん古くなってきて、買い替えないと貸し出しがきできないような状況になってきました。買い替えの検討を何年かしてしてきたのですが、車だけの貸し出しだけでなく、運転手つきで使えるような福祉車両への助成をしてもらえないかということがまさに21年から23年の計画の中にも入ってきていました。そういった声がたいへん大きかったので、車そのものを買いかえるということではなく、ストレッチャータイプの車イスのまま乗車可能な福祉タクシーの助成というものに制度を切りかえて支援をひきつづきさせていただいている状況です。

社会福祉協議会のほうには、大型バス以外に、「ハートフル号」という個人的に使える

ような車の貸し出しも行っていますので、今現在はその2台を運用したいと考えております。

あと、車の貸し出し関係が社会福祉協議会に業務を委託しております、窓口や手続きがすべて社会福祉協議会に移管しています。ただ、規則が市の規則ですので、規則以外の例外的な使用にあたっては、障がい福祉課の判断が必要になるということで、社会福祉協議会さんのほうから障がい福祉課に聞いてくれというお話があるのかと思います。

今後、社会福祉協議会とも連携をとりながら、貸出事業を行っていきますので、その中でもう少し簡素化して利用者みなさんに負担をかけないような方法がとれないか、その中で検討させていただきたいと思います。

- 委員 ありがとうございます。その点について、スマイル号の運行距離を変更していただけますか。何年か前の運行距離じゃないかと思うんですが、今、高速道路もかなり発達して、かなりの距離を走れるわけですね。それが250キロ圏内じゃないとだめとか、そういう区切り方はわかっていると思うんですが、私ども障がい者団体として旅行するときなどは、かなりの距離を走りたいんだけど、距離制限に抑えられると行けないということは障がい福祉課さんのほうでわかっているわけですね。例えば地方に行けないですね。名古屋も行けない。ですけど、今はもう高速道路が発達しているから、時間は物すごく短縮して走れるわけですよ。そうすると、250キロ圏内じゃないとだめということになると、もうかなり限定されちゃうという形があるんですね。

ですから、いつも私どもの旅行計画で、ちょっと変更せざるをえないといことが多々あるわけですよ。ということは、長距離的な計画はできないと、要するに関東近辺しか旅行に行けないと。特例的なものでもいいから延長を検討していただきたいと思います。 以上です。

- 事務局 スマイル号の運行距離の件ですけれども、規則にキロ数を規定させていただいています。今現在、スマイル号は運転手付で業務委託契約をしております、運転手付の貸し出しをおこなっておりますが、運転手が一人の契約になっております。日帰りでの利用が基本が長期の契約になっていますが、運転手一人で安全に皆さんをお連れして運転できる距離ということで、走行距離を決めさせていただいています。道路状況た最近の貸し出し状況を考えて委託している契約業者とも相談していきたいと考えております。

- 委員 先ほどのご質問の中に、住まいを探してくれる窓口のお話があったんですけども、私たち委託相談事業所で仕様書の中に居住サポート事業というのがありまして、身体障がいの方ももちろん、ほかの障がいの方も含めて、例えば施設から出る方のアパートを探したりとか、住んでいる家があったんだけど、障がいが悪化してもっとバリアフリーのところに

移りたいとか、そういったことのすまいの相談を不動産探しから一緒にやっておりますので、もしよろしければ窓口にお電話していただければと思います。

それも含めてなんですけれど、やはり先ほどどこかの団体の中でも、例えば専門の相談窓口がないということが書かれていて、うちは障がいの種別を問わず、精神科のドクターも嘱託委で二人いて、精神障がいの方の24時間のサポートもやっているんですね。

自立支援協議会の中で発表させていただいていたと思っていましたし、全大会の中で評価をいただいていたけれども、なかなか周知の部分が不足しているんだなということに改めて感じて、ここは、課題として、みなさんの意見は参考になりましたので、検討していきたいと思いました。ありがとうございました。

○委員 同じ居住のことなんですけれども、私、障がい者差別を無くすための条例の中で、やはり障がいがあるために入居を断られるという相談を実際に浦安の方で過去に受けて、今の一つの問題として、障がいがある人もない人もともに暮らしやすい千葉県づくり条例という条例なんですけれども、その中身の、どういう活動をやっているのか、皆さんになかなか周知できていないということが問題点の一つ、課題として自分自身に挙げている部分なんですけれども、実際に相談を受けて、活動していて、不動産業者さんにご協力いただいて、それでアパートに入居することができたんですけれども、不動産屋さんとお話ししていろいろなことがわかったことなんですけれども、そのときも、制度として国土交通省がやっている高齢者のお住まいのサポートがありますよね。それで、保証人制度、それから家賃が滞った場合の家賃保証制度というのが障がい者にもあるんですよ。実際には、そういうのが不動産屋さんが実際知らないんですね。不動産屋さんも知らないんです。そこがどこの問題なのかということが、国土交通省のPRができていないということもあるんでしょうけれども、地域の中で、さっきグループホームの話も出ましたけれども、グループホームだけじゃなくて、一般のアパートに住みたいという人はたくさんいます。一人暮らしをする段階のところ。その中でできるだけ障がいがあるということで不利にならないような制度が国にもある、あるいは県にもそういうのがあるというのを行政がもう少し、市も障がい福祉課の方で把握していただいて、それをみなさんにお知らせすると、不動産業者の方にもPRしていただいて。そういう仕事は私の仕事でもあり、私もしたいと思っているんですけれど、私個人が一人が動くよりは、市の方がたとえば不動産の協会がありますので、そういうところに一斉に情報を流していただくとか、そうすると不動産屋さんのほうも非常に安心して障がいのある人を受け入れられるかなと、今のことに関連してそう思いました。

○委員長 ありがとうございます。

それについては、そういった周知を図るとか、行政として積極的に働きかけることはこの計画の中に盛り込むなり、明記するという形で、しっかり対応していく必要があるのかなというふうに思います。

先ほどのスクールバスの件もそうなのですが、まだまだいろいろと利用できる制度についての周知が十分でない、あるいは相談窓口についてのPRということで、計画の中でしっかりとPRと周知というようなことも含めて盛り込んで、しっかりした計画をつくっていきたいというふうに考えております。

○委員 私たちに関連することだと思うので、法改正の障がい者虐待防止センターについてももう少し。多分義務だと思うんですけど、障がい福祉課内というのが意外で、実際に何人ぐらいの方で、どんな活動されるのかという予定があれば教えてください。

○事務局 障害者虐待防止法が成立した関係で、来年の10月に市町村にセンターを設置することになっています。障がい者虐待防止センターについては、委託することもできると国では言っているのですけれども、浦安市内で今既に、子どもの虐待と高齢者の虐待を担当する部署が市役所にあって、直営でそれぞれやっています。既に障がい福祉課のほうでは、そういった部署と連携をとりながら対応しているところですので、まずは障がい福祉課の中に障がい者虐待防止センターを設置して、マニュアルですとか、整備にあたって、必要な要綱等の整理をしていきたいと思っています。今、予算要求をしているところでして、相談員が2名、あと職員については1名置きたいと、財政、人事に要望しているところです。ただ、それは虐待防止センター選任でということでは考えておりませんので、障がい福祉課の業務といっしょに、兼務で、複数の担当でやりたいというふうに考えております。予算が決まり次第、年度末ぐらいになると、詳しいことをお伝えできるかと思っております。

○委員長 それでは、予算や組織の内訳が決まりましたらご案内いただくということで、お願いしたいと思います。ほかにございますでしょうか。

○委員 21番のところの保健・医療サービスの充実ということで、在宅医療サービスの充実というのがあるんですね。「24年～26年度(案)」というところで、在宅療養推進委員会というのが書いてあったんですけども、非常に興味を持ったところなんですけど、ぜひ在宅療養を進めていただきたいと思っていて、実際に推進委員会というのが既にあるということで、在宅療養推進委員会の具体的にどういうことをやっているのか、どの辺までどういう話し合いが行われるのかわかれば教えていただきたいんですけども。

○委員長 4ページの21のところですね。在宅医療サービス、今は市医師会と協議しながら在宅医療の充実を図りますということなのですが、24年から26年までは在宅療養推進委員会となると。それについて事務局から説明をお願いします。

○事務局 これは、先月の策定委員会の際にお配りしました進捗状況の中に記載されていますが、健康増進課が担当課ということで、平成21年3月より、医療、福祉、介護の関係者で構成する在宅療養推進委員会というものを設置しています。その中に、市役所の関係機関、課長も入っておりますけれども、私も委員として委員会の中に入っております。今までの取り組みとしましては、在宅療養の支援体制を広く市民の方に周知しようということで、そのためのパンフレット作りをしてきたところです。今年度については、相談窓口の周知が足りないのではないかということで、どういった相談窓口をどこでやっていけばいいのか、少し在宅療養者の実態把握もしていこうということで、検討、協議をしているところです。

○委員長 よろしいですか。

○委員 在宅療養ということで、私は浦安・市川区域を担当しております、市川市の在宅療養というのがネットワークが増えて、着々と少しずつ進み始めて、実働していているのですが、やはり近くの市でそういうことをやっているということの実態なども掴んでいただいて、どういうところに問題があるかということも含めて参考にさせていただければと思うんですね。浦安は浦安独自のやり方もあっていいし、他の市からも取り入れて、医師会との関係をどうするかとか、実際に緊急で往診しなければならない時、それぞれがどのような役割を果たすのかとか、医師会との連携についても、体制づくりについても、いろいろと有意義な取り組みなので、是非、実現いただきたいと思うのですけれど。

○委員長 それについては、市の動向なども踏まえながら、在宅療養推進委員会の充実を図っていくということでございます。

○委員 おさんぽバスのお話が出たので、この機会に。バス券の話が先ほど出たんですけど、障がいのある人の利用率が60%ぐらいとなっていますけれども、あのバス券は、すごく使いづらいんですね。あれは、障がい者の方だけでなく、一般の人もすごく使いづらいものだと思うんです。金額別になっていて、一回ちぎったら使えないし、とても不便で、障がいのある人が持っても使いづらいってことがあるんじゃないかと思うんですね。今は、パスモとかありますし、子どもにバスの乗り方を教えるときに、あのバス券を使うと、教えることが、とっても増えてしまうんですね。まず、手帳をみせなければならない、お金を全部入れるとか、バス券は金額分ちぎってとか、行き先によって値段が違うので行き先調べてとか、ハー

ドルがどんどん高くなって、子どもに教える機会を失ってしまったりとか、もういいやと思
ってパパッと親がやってしまったりとか、そういうことをやっている子どもが一人です
る機会がどんどん後になってしまったり、機械を失ってしまったり、車のほうがてっとりばや
いとなってしまったり、間接的にそういうことになってしまうんですね。

7ページの40番のところの「カード式のバス券などについて検討します」、このところ
ともかかわっていると思うんですけども、あとは、団体ヒアリングの6ページ、6番の下
のところ、**街中**のバリアフリー化の状況で、バス停におけるユニバーサルデザインへの配慮
をお願いしたいというのを読んでちょっと思い出したんですけども、これはユニバーサル
デザインというか、私たちが団体ヒアリングをしている時に、ヒアリングをしてくださった
方から出た言葉で、「あ、そうか、そういう考え方をすればいいんだ。」と、反対に私
たちが勉強させていただいたんですけども、バス停で、例えば自閉症の子とか知的障
がいがある子とか、並んで待つということをももちろん親が教えるんですけど人がわ
つと来ちゃったりとか、雨が急に降ってきたりとか、いろんな状況が重なったり
すると臨機応変に動けないので、混乱しちゃうんですね。私がたまたま見たとき
に、自分の子供をバスにこれから乗せようと思ったときに、1人で乗ろうとして
いたお子さんがいて、1人で乗れるんだと思っていたんですけども、バスが来る
前に行列ができたなら、うろうろし始めちゃったんですね、その子が。並ぶこと
を覚えているのかな、どうしようかなと。口をどこまで出していいのか、その
子ができるのであれば口出しすぎてもいけないと思って見ていたんですけど、や
っぱりバスが到着した途端に一番最初に乗ろうとしちゃったんです。そのとき
に一番先頭にいらっしやうた年配の方がぱつとその子を手で払いのけたん
ですね。

そのときに、少し、少し知識があったり、もうちょっと余裕がその方
にあれば、並べよと、おまえ違おうだろうと言葉でせめて発してほしか
ったなと思ったんですね。私は、これはまずいなと思って、その子に「並ぶ」
と言ったら、その子は並べたんですね。だから、そういう話が出たとき
に、バス停を例えばブロックとか、そういうふうにわかりやすくして、
こういうふうに並んでいくんだというふうに一般の人が見ても、何となく
それを見れば並んじやうようにデザインがしてあるとかするだけで自閉症
の子とかは目から入るので、そういうのがあればわかりやすいねと、
バス会社にいろいろな不愉快な思いをしたこともありますが、文句を言
っていくのは何の解決にもならないし、市のほうでももちろん言え
ないだろうし、なかなか話が難しいねということで、ユニバーサル
デザインということで公募しますみたいな形にすれば、バス会社も受け
入れやすいし、誰もいやな思いをせずに

すむし、いろいろな意味でいいんじゃないかという意見が出たんですね。

そのことを思い出して、配慮をお願いしますとなっているんですけど、私たちはいったいどこにそれを言えばいいのかなといつも思うんです。どこに言えばいいのかわからなくなっちゃうんですね。この場でお話しして、市役所の方をお願いしていいものか、それともバス会社に直接するものなのかよくわからないんですけども、すごく重要なことなので、これは障がいがあるとかじゃなくて、どんな人でもそうだろうし、浦安のバスはすごくわかりづらいので、乗る場所もわかりづらいし、人もいっぱいだし、おくれてきたりとか、ごちゃごちゃで、教えるのがものすごくハードルが高いことなので、ユニバーサルデザインというところだけでも、もう少しなんとかなれば、子どもにも教えやすいなど。車にのせてサッと行かなくても、公共機関を使って、こういう子もいますと、市内に出ていきやすいなともうので、このことを心にとどめておいていただきたいなと思います。

○委員 うちの息子ももう36になりましたけれども、自閉です。重度ですのでひとり通学はできません。ずっと市川にいたものですから、市川の市立養護学校のほうに通っていました。浦安から4年間、中3の時に引っ越しましたので、向こうまで、親子で通いました。私、それこそ勤めているようなものです。朝7時に出て通っていました。武蔵野線は1時間に2本しかないので、それに合わせて行っていました。

でも、このころは新浦安駅ができたばかりですので、乗る方も少なくて子供に教えながら乗せることができたんですね。1つずつ段階的に覚えさせることができたんです。よく皆さんを見てみると、学校に通っているお子さん、1人で通っていますとおっしゃるんですよ、お母様は。でも、見ているときちっと通えていない人がすごく多いんですね。親がどこまで一人通学ができるかの判断をしてほしいです。やっぱり小さいですから。私も公共交通を利用するということはすごく賛成なんですね。自家用車でぱっと行ってぱっと連れて帰ってくることもすごく簡単ですけども、交通機関で通うということはすごく大事だと思うので、お母さんも、小さいときから、いわゆる学校に通う段階じゃなくて、もっと小さい時から交通マナーというものを覚えさせていかななくてはいけないと親として私は思っています。

養護学校のバスの問題ですが、養護学校の場合は、義務教育優先ですので、小学校のお子さんの時間帯に合わされてスクールバスが運行されていました。ですから、中学生は、朝は乗れます。でも、帰りは自分たちで帰らなくてはいけないというのが市のほうで決められていましたので、高等部は完全に乗れません。高等部は義務教育ではないということの判断だと思うんですね。市川の支援学校の場合、多分水曜日は下校時間が早いので、高等部もそれ

に合わせて県のバスを使えるという形にしていると思うんですね。

だから、2、30分しか変わらないのかなとは思いますが、これを統一するかどうかというのは、やはりお母さんたちと学校との話し合い、それか市のほうに一週間全部出してくださいという形になるか。だから、高等部は義務教育ではないという教育委員会のほうの考えがすごく根強いと思うので、ちょっと大変だと思いますけれども、参考にしてください。

○委員長 ご意見はいかがでしょうか。

○事務局 先ほどバス停のバリアフリーのお話があったと思うんですが、それは先ほどの見直しの表の中に「交通バリアフリー法に基づく基本構想に基づき」と、文言を見直した所があったと思うんですが、その中に入ってくる話です。バス会社、鉄道会社については、まずそれぞれの会社できちっとこの構想に基づいて、国の指針に基づいて整備していくということになっています。

浦安市が策定するバリアフリー基本構想の中で、それぞれの交通機関がこういうふうになっていることの把握も市の計画として記載しています。担当課は都市政策課ということで進捗状況でも回答しておりますので、都市政策課に伝えていきたいと思います。

あと、高校生のバスの話が出ましたので、私のほうからもお話をさせていただきます。浦安市では計画の中にも入っていますように高校生の授業保証ということで平成19年度から市川の特別支援学校の通学支援をおこなってきています。千葉県に要望して、千葉県のほうでバスを運行してほしいということも同時にやっています。

今回、23年の3月になって市川の特別支援学校の方から連絡がありまして、バスが1台、県の予算で増便になりました。浦安市内の高校生についても、人数的には乗車が可能というお話を受けました。できれば皆さんが乗れるように調整してほしいということで市川特別支援学校と何回か調整を行ってきました。

その中で、高校生の放課後の授業保証については、やはり今お話があったように、義務教育ではないので学校としてはできないということでしたので、授業保証ができない月・火・木・金曜日については、引き続き市のバスを運行するということを決めました。学校のほうで、水曜日については中学生と高校生が同じ時間ですので、学校のバスで送りますとのお話をいただきましたので、市のバスは、は水曜日以外の週4日と決めさせていただいた経緯があります。

また、来年度のバス運行については、水曜日の下校時に支障があれば、こちらからも学校

に伝えていきたいと思いますが、学校側が市に問題ないですよと言っている水曜日ですので、学校にもお話をしていただきたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

バス券が使いづらいというのは、カード式のバス券について検討するというので、計画の中に出てきておりますので、これを進めていくという形で対応していくことになるのかと思います。

そのほかいかがでしょうか。

○委員 見直し箇所一覧の4番、福祉・生活支援の充実で、相談体制の充実ということで、精神障がいがある人はと書いてあるんですけども、なぜ精神障がいの人だけ特別に障がい福祉課と市川健康福祉センターと出ているのか。前回と前々回にも入っているのでよくわからないんですけども。新しい部分でいくと、もともと浦安市が委託している相談事業所は3障がい対象にやっているはず。ただ、読み込みをすると、病院に受診する前の段階の人だったり、受診に対して障害があったり、入院している人が地域に戻るとかということを考えると、地域移行とか地域定着の支援の部分を出しでやっていると書いておられるように解釈したんですが、特記しなければいけない理由ってというのがわからないんですが。

○事務局 特記した経緯というのは、戻って調べないとお答えできないんですけども、この相談については、どちらかという医療的な相談を対象としておりまして、保健所と契約している医師、精神科医の方が浦安に来て相談会を定期的に行っています。一般的な総合相談とは少し違うと市としては捉えています。特記した理由は遡って検証したいと思います。

○委員 だとすれば、医療に特化した相談はというようなぐらいにしたほうが、整合性がとれるかなという感じがいたします。

もう一点、あと何点かあるんですけども、ここには書いていないんですけども、見直しに対する意見で、住まいのところで何件か。

浦安に最終的に施設を作ってくださいという運動が起きちゃうもしくは家族が当事者と一緒に市外に出ていくとか、グループホームが立ち上がるのをひたすら待つというような姿勢か僕自身はイメージがわからなかったの。高齢者は、介護保険制度というのがあって、特養だったり医療保険だったり、いろいろな制度があるんですけども、1人当たりの居室を作るにあたっての公費に対して障がい者の住まい予算の比率というのが余りにも脆弱すぎる。

浦安市も地域密着型の小規模特養がいくつかありますけれど、そこだとそれなりの数字が

出てきているんですが、その金額がグループホームの全体の補助金よりも多かっていると、障がい者の生活の部分が軽んじられているのか、財政基盤として手厚くされていないのかという感じを受けるので、数値目標で入れるのか計画に入れるのかわからないんですけども、その辺をもう少しわかりやすいものにしていただきたいということと、先ほど委員が言われましたけれども、ひとり暮らしとか普通の賃貸で暮らしたいといったときに、そこに対する支援みたいなものはないのか、何度か調査して自立支援協議会で提供したことがあるんですけども、日本の自治体の現実というものがあるのでしょうか、まだ両手にあまるぐらいしかなんですけど、障がい当事者が一人暮らしをする時に、それが民間のアパートであってもここであってもどこであってもですけど、家賃のいくばくかを補助しましょうという施策があったりするので、それを浦安やるかどうかかわからないんですけども。ここで暮らしていけますよというのが、もともとの障がい者福祉計画のベースにあるものだと思うので、そのへんを施策として考えていただければと。

あと一点だけなんですけれども、在宅の福祉・生活支援の充実の11番「福祉サービス提供事業者の参入を呼びかけ、地域におけるサービスの基盤整備を推進します。」すごく広いので、包括されているといえば包括されているんですが、今、介護保険の事業者があるじゃないですか。ケアマネジメントをする事業者だったり、訪問介護の事業者だったり、そこが制度的には基準が厳しかったりするので、そちらが決心さえしてくれば、障がい福祉サービスに参入は可能かと。障がい者も高齢化するわけだし、高齢になったがゆえに障がいを持たれた方たちもいることを考えると、相互が乗り入れをする事は、事業所にとっても利用者にとってもすごくメリットがあるんじゃないかというのは感じるので、計画に包括されているというのであれば、それでいいんですけど、具体的に文言にしていだけるようなことがあれば検討していただきたいということです。

○委員長 どうもありがとうございました。

3点いただきましたので、文言を改めるとか、あるいはその中に入れ込むという形で、ちょっと次回までに盛り込んで、改めて提起をさせていただきたいという回答でよろしいでしょうか。

○委員 はい。

○委員長 非常に貴重なご意見やさまざまな質問等いただきました。また、ご要望というか、要望もいろいろ出していただきました。これらを盛り込める点は盛り込んで、また計画としてやることと、計画と連携して計画外というか事業者と協働して行っていくこととかして仕

分けが必要だと思っんですけども、今出していただいたご意見等を踏まえて、見直しの箇所の一覧をもう一度全体的にどうか、その結果をできる限り盛り込んで再度提起し、かつまた議論をしていただきたいというふうに思います。

ということで、2つ目の議題、素案について、見直し一覧を中心に伺いましたけれども、お手元には既に膨大な素案が届いておりますので、そちらを読んでいただくなり、コメントしていただくなりご検討いただいて、次の議論に備えたいと思います。よろしいでしょうか。

事務局のほうから何かございますか。

○事務局 長時間、ありがとうございました。

本日は4回目の委員会でございますけれども、第5回目につきましては、また年末のお忙しいところ大変申しわけございませんが、恐らく年末開催のお願い、出席をお願いするようなことになろうかと思っておりますが、場合によりましては、年初早々にお集まりいただくことになるかもしれません。いずれにいたしましても、日程が確定次第、早目に委員の皆様にはご連絡を差し上げますので、ご参加のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○委員長 どうもありがとうございました。

次回につきましては、今申しましたように、大変お忙しい中、恐縮ですが、年末ないしは年始に、この計画をできる限り早く策定して、これまでの議論をぜひ今後の施策に生かしていきたいということから、またご案内を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、長時間にわたりましてありがとうございました。これで、第4回の浦安市障がい者福祉計画策定委員会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後3時35分閉会